

III-2 ひっこ きこく 引越しと帰国

1. いぜん す ところ てつづ 以前住んでいた所での手続き

ちんたいじゅうたく すいどう がす でんきだい せいさん おこな ひっこ まえ えいぎょうじょ でんわ
賃貸住宅であれば、水道、ガス、電気代の精算を行います。引越し前にそれぞれの営業所に電話で、
ひっこ むね れんらく せいさん き じたく こていでんわ ひ ばあい どうよう ひっこ
引っ越しする旨を連絡し、精算に来てもらいます。自宅に固定電話を引いている場合も同様に引っ越し
の旨を伝え、新しい住居地を連絡します(116番)。また、郵便局で転居届を出しておけば1年間は
あたらし てんきよきき ゆうびん むりよう てんそう
新しい転居先に郵便が無料が転送されます。

また、引越し先が今住んでいる市区町村でないときは、市区町村の役所で「転出届」を出し、「転出
しょうめいしょ こうふ こくみんけんこうほけんがかり しかくそうしつとどけ だ ほけんしょう かえ
証明書」を交付してもらいます。また、国民健康保険係に「資格喪失届」を出して、保険証を返しま
す。

2. あたら ばしょ うつ き 新しい場所に移って来たら

がす でんきかいしゃ れんらく がす がすがいしゃ かいせん かり ひと はけん だ あ
ガス、電気会社に連絡します。ガスはガス会社から開栓のために、係の人が派遣されますので立ち会
ってください。電気はブレーカーを上げるとすぐに使えるようになっていることが一般的ですが、使用
かいし でんきがいしゃ ばや れんらく くだ すいどう ちんたいじゅうたく ちが おおや
開始すれば、電気会社にできるだけ早めに連絡して下さい。水道は賃貸住宅により異なりますので、大家
さんに尋ねて下さい。

また、新たな住居地の市区町村の役所で転入届を引っ越してから14日以内に行ってください。国民
けんこうほけん かにゅう てんきよとどけ だ あと あら じゅうしょち かにゅう
健康保険に加入しているのであれば、転居届を出した後、新たな住所地で加入してください。

うんでんめんきょしょう も けいさつしょ じゅうしょへんこう おこな
運転免許証を持っていれば、警察署で住所変更を行ってください。

3. きこく 帰国するとき

① ちんたいじゅうたく かん せいさん がす でんき すいどう ほか こくない こくさいでんわりょうきん せいさん す
賃貸住宅に関する精算をします。ガス、電気、水道の他に、国内、国際電話料金の精算を済ませて
ください。

② ねんど とちゅう きこく ぜいきん せいさん ひつよう じゅうみんぜい かん し ちゅうそん やくしょ
年度の途中で帰国するのであれば、税金の精算も必要です。住民税に関しては市区町村の役所で、
ねんどぶん ぜんがくしはら くだ ちほうぜい さくねん しょとく ベーす けいさん とし
その年度分を全額支払って下さい。地方税は昨年の所得をベースに計算されていますので、その年1
ねんかんにほん たいざい ぜんがくしはら ひつよう
年間日本に滞在しなくても、全額支払う必要があります。

③ しょとくぜい のうぜいかんにん さだ ぜいむしょ とど かくていしんこく じき しょとくぜい かんぶん う
所得税については、納税管理人を定め、税務署に届けることで確定申告の時期に所得税の還付を受
けることができます。または、仮の確定申告を行って、その年の所得税の未納分を離日前に全額清算
します。

④ し ちゅうそん やくしょ かいがいてんしゅつとどけ おこな
市区町村の役所で海外転出届を行ってください。

⑤ こくみんけんこうほけん きこく まえ し ちゅうそん やくしょ ほけんりょう せいさん だったい てつづ おこな くだ
国民健康保険は帰国の前に市区町村の役所で保険料の精算と脱退の手続きを行ってください。

⑥ ねんきん かにゅう だったいいちじきん きこくこせいきゅう ねんきんじむしょまた こようさき
年金に加入していたのであれば、脱退一時金を帰国後請求できます。年金事務所又は雇用先で
しんせいようし くだ
申請用紙をもらっておいて下さい。

⑦ ざいりゅうか ーど しゅつこくし にゅうこくしんさかん わた くだ
在留カードは出国時に入国審査官に渡して下さい。